

## ■ 事務手続一覧 (一般組合員 | 所属所異動)

別表2

| 種<br>別 | 区分    |   | 提出書類<br>(○印は必須,<br>△印は該当者のみ) | 組合員異動報告書<br>〔整理番号3〕 | 組合員等住所変更届<br>〔整理番号4〕 | 国民年金第3号被保険者住所変更届 |
|--------|-------|---|------------------------------|---------------------|----------------------|------------------|
|        | 種別    | 区分  |                              |                     |                      |                  |
| 一<br>般 | 所属所異動 | 県費支弁職員の所属所異動者(注1)<br>(例) 市立〇〇小学校 ⇒ 町立△△小学校<br>市立〇〇中学校 ⇒ 県立□□高校<br>県立□□高校 ⇒ 教育庁〇〇課 | 新所属所から提出                     | —                   | △                    | △<br><br>(注2)    |
|        |       | 市町村費支弁職員の所属所異動者<br>(例) 〇〇小学校 主事 ⇒ △△小学校 主事<br>〇〇市立□□幼稚園 ⇒ 〇〇市立△△幼稚園               |                              | ○                   | △                    | △<br><br>(注2)    |
|        |       | 県費と市費支弁職員間の異動者<br>(例) 県立〇〇高校 ⇔ 市立〇〇高校<br>霧島市 <sup>(※)</sup> 教育委員会 ⇔ 町立〇〇小学校       |                              | ○                   | △                    | △<br><br>(注2)    |

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。

(注1) 県費支弁職員の所属所異動については、県の給与電算データにより情報が提供されるため、組合員異動報告書の提出は不要です。

(注2) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に係る手続の際に提出してください。

※ 次の者については、公立学校共済組合員として処理してください。

① 公立学校共済組合員(市費支弁組合員)とする者

- ア 鹿児島市立鹿児島玉龍高等学校, 鹿児島市立鹿児島商業高等学校, 鹿児島市立鹿児島女子高等学校,  
指宿市立指宿商業高等学校, 出水市立出水商業高等学校, 霧島市立国分中央高等学校, 鹿屋市立鹿屋女子高等学校に勤務する教職員
- イ 上記アの市立高等学校籍の鹿児島市, 指宿市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市の各教育委員会において勤務する者

② 公立学校共済組合員(県費支弁組合員)とする者

- ア 北薩教育事務所籍の教職員で阿久根市教育委員会において勤務する者